会　議　記　録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会　議　名	令和４年度第２回高松市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	令和５年２月６日（月）１３時３０分～１５時２０分
開催場所	高松市役所１１階　１１３会議室
議　　題	１　令和４年度　審査請求番号２番　保有個人情報の不開示決定に係る審査請求について（総合教育センター） ２　令和５年度からの高松市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について
公開の区分	□　公開　　□　一部公開　　■　非公開
出席委員	阿部委員、香西委員、塩田委員、前原委員、松繁委員
欠席委員	なし
担当課及び連絡先	コンプライアンス推進課 087－839－2155

会議の経過及び結果

１　会長及び会長職務代理者の選出
　阿部会長及び前原職務代理者が選出された。

２　議事録署名委員の指名
　塩田委員が指名された。

３　審議
　議題１について
（１）　事務局から案件の概要について説明
（２）　実施機関（総合教育センター）から内容説明及び質疑応答
（３）　委員による審議
（４）　結論
　本件保有個人情報開示請求に対して、教育委員会が不開示決定とした処分は相当であり、本件審査請求を棄却すべきである。
　なお、当該請求の対象となった文書について、次に掲げる２点を答申等で審査請求人に伝達するよう、当該審査会の意見が付された。
・当該対象文書について、行政文書公開請求を行った場合、非公開情報は除かれるものの対象文書を一部公開する余地があること
・令和５年４月１日からは、個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等を行うことになり、本件不開示決定の根拠となった適用除外を定めた高松市個人情報保護条例は廃止されるため、同日以後は当該対象文書が、保有個人情報開示請求の対象となること。
（５）　事務局による答申案の作成及び会長決裁への一任について、出席委員全員が了承した。

　議題２について
　事務局より令和５年度からの高松市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について説明

４　閉会